

国立市第 5 期基本構想第 2 次基本計画

（第 2 期国立市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

令和 2（2020）年 5 月

国 立 市

第 5 期基本構想第 2 次基本計画
(第 2 期国立市まち・ひと・しごと創生総合戦略)
目 次

基本計画の概要	1
1 基本計画の位置づけ-----	1
2 基本計画の計画期間-----	1
3 第 2 期国立市まち・ひと・しごと創生総合戦略-----	2
4 基本計画の構成-----	3
計画の目標	4
1 計画の目標-----	4
2 人権・平和のまちづくり-----	4
3 持続可能な開発目標（SDGs）との関係-----	5
人口の将来展望（国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）	9
1 人口の将来推計-----	9
2 将来の人口展望-----	10
3 目指すべき方向性-----	13
重点項目	15
1 重点項目の位置づけ-----	15
2 重点項目の内容-----	16
基本施策の体系	18
基本施策	20
政策 1 人権・平和・男女平等参画-----	22
基本施策 1 人権・平和のまちづくりの推進-----	22
基本施策 2 女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現-----	25
政策 2 子育て・教育-----	28
基本施策 3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援-----	28
基本施策 4 すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援-----	33
基本施策 5 学校教育の充実-----	38

政策 3 文化・生涯学習・スポーツ----- 43

基本施策 6	文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護-----	43
基本施策 7	生涯学習の環境づくり-----	48
基本施策 8	スポーツの振興-----	51

政策 4 保健・福祉----- 54

基本施策 9	健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化-----	54
基本施策10	高齢期の充実した生活への支援-----	57
基本施策11	しょうがいしゃの支援-----	61
基本施策12	支え合いの地域づくりと自立支援-----	66

政策 5 地域・安全----- 70

基本施策13	防災体制の充実-----	70
基本施策14	防犯対策の強化と消費生活環境の整備-----	74
基本施策15	地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進-----	79

政策 6 環境----- 83

基本施策16	花と緑と水のある環境づくり-----	83
基本施策17	環境の保全-----	86
基本施策18	ごみの減量と適正処理-----	89

政策 7 都市基盤----- 92

基本施策19	道路の整備と適正管理-----	92
基本施策20	交通環境の整備-----	95
基本施策21	魅力あるまちづくりの推進-----	98
基本施策22	地域特性を活かしたまちづくりの推進-----	104
基本施策23	下水道の整備・維持・更新-----	108

政策 8 産業----- 111

基本施策24	商工業振興と観光施策による市域経済力の強化-----	111
基本施策25	農業振興と農地保全の推進-----	116

政策 9 自治体経営----- 119

基本施策26	変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営-----	119
基本施策27	情報の積極的な発信と共有・保護-----	124
基本施策28	将来にわたって持続可能な財政運営-----	127
基本施策29	公共施設マネジメントの推進-----	130

基本施策の担当課一覧	133
------------	-----

進捗状況を測定するための指標一覧	135
------------------	-----

財政計画

159

- 1 財政計画策定上の条件----- 159
- 2 一般会計の財政計画（収支見込）----- 161

急激な社会環境の変化への対応

162

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大とその影響----- 162
- 2 社会環境の変化を捉えた基本施策の推進----- 162

資料編

- 1 策定の経緯----- 1
- 2 主な個別計画一覧----- 2

基本計画の概要

1 基本計画の位置づけ

基本計画は、第5期基本構想の「まちづくりの目標」の実現及び「まちづくりの政策」の推進に向け、個別の行政分野ごとに、施策の目的及び体系や施策の展開方向(基本的取組)などを掲げ、今後、具体的な事業を推進していくための指針をなすものです。

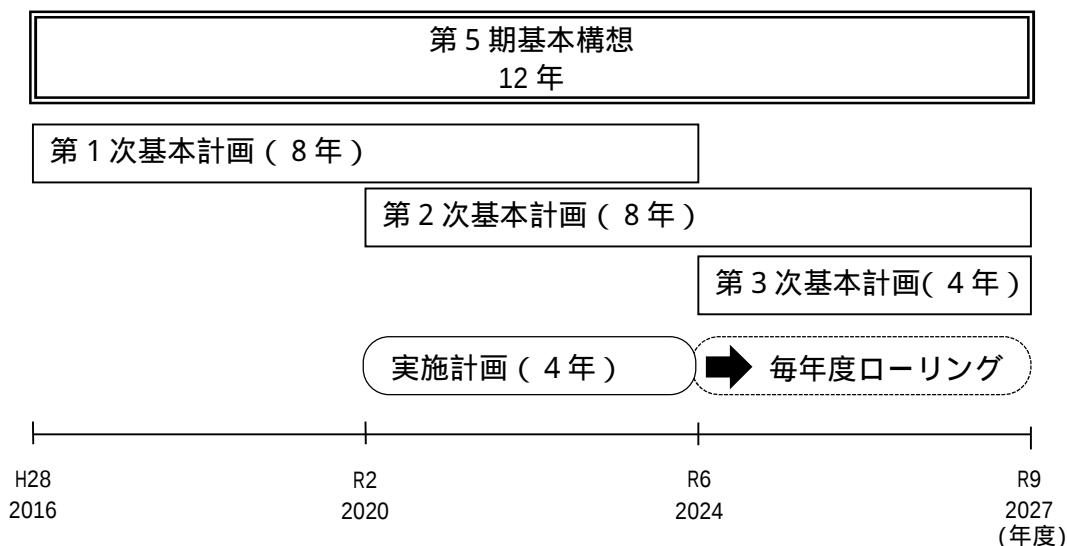
基本計画の下には実施計画を置き、基本計画において定めた施策の大綱を、現実の行財政の中でどのように実施していくかを明らかにします。

2 基本計画の計画期間

基本計画(第2次)の計画期間は、令和2(2020)年度～9(2027)年度の8年間としますが、社会経済情勢の変化や国・東京都の政策動向、まちづくりに対する市民ニーズの変化等に的確かつ迅速に対応できるよう、4年後の令和5(2023)年度に必要な応じて見直しを行います。

また、基本計画の下に位置づけられる実施計画の計画期間は、令和2(2020)年度～5(2023)年度の4年間とし、1年を経過するごとに検討を加えて修正し、さらに4年の計画を策定するものとします。

図表1 計画期間



3 第2期国立市まち・ひと・しごと創生総合戦略

国では、令和元(2019)年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定しました。国立市では、平成28(2016)年3月に策定した「国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン 総合戦略」の計画期間が令和2年3月までとなっており、次期計画の策定が求められています。

国の総合戦略では、「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域を作る」の4つの基本目標と「多様な人材の活躍を推進する」「新しい時代の流れを力にする」の2つの横断的な目標を掲げています。

地方版総合戦略は、国の総合戦略を勘案しつつ、各地域の社会・経済状況等を考慮して策定するものです。市の総合的な計画である基本計画の取り組みが地方版総合戦略において求められている取り組みと一致することから、地方創生にかかわる取り組み（第2期国立市まち・ひと・しごと創生総合戦略）を基本計画に包含することとします。また、各基本施策で定めている「展開方向の進捗状況を測定するための指標」は重要業績評価指標(KPI)を兼ねるものとします。

4 基本計画の構成

(1) 計画の目標

第5期基本構想の「まちづくりの目標」の実現及び「まちづくりの政策」の推進に向け、計画の目標を明らかにします。また、ソーシャル・インクルージョンの理念及びSDGsとの関係性について示しています。

(2) 人口の将来展望（国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）

今後のまちづくりのあり方を明らかにするための前提として、最も基礎的かつ重要な指標である将来人口の推計を示しています。また、地方創生による人口展望とそれを達成するための目指すべき方向性を示しています。

(3) 重点項目

今後8年間を見据えた中で、選択と集中の下、より高い実効力を伴ったまちづくりを展開するため、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源を有効活用し、重点的かつ優先的に推進していく事業群を示しています。

(4) 基本施策の体系

基本構想に掲げた9つの政策の柱と、その下に位置づけられる基本施策の体系を示しています。

(5) 基本施策

基本施策の体系に沿って、基本施策ごとに、施策の目的及び体系や施策の展開方向（基本的取組）を示しています。また、計画策定後、基本的取組の推進による成果を定期的に分析・評価し、その進捗状況に応じて必要な改革・改善を継続して実践するため、各展開方向に設定した指標を示しています。

(6) 基本施策の担当課一覧

基本施策を統括する課と施策に主に関連する課を一覧で示しています。非常に多くの部署に関連する施策や、全ての部署で意識すべき施策などにおいては、総合的なとりまとめを行う部署のみ記載しています。各施策の目的達成のために、記載されている課の枠にとらわれず、組織横断的な取組を行います。

(7) 進捗状況を測定するための指標一覧

基本施策の各展開方向に設定した指標の実績値と目標値を一覧にするとともに、目標値設定の考え方を示しています。

(8) 財政計画

本計画において記載した諸施策を推進し、具体化していくための財政的な裏付けとして、中長期的な見通しに立って、歳入・歳出の両面を先行的に見積もった財政計画を示しています。

計画の目標

1 計画の目標

基本構想では、人口減少・超少子高齢社会の到来を見据え、国立市を取り巻く現状を踏まえて期間中に目指すべき理想像である「まちづくりの目標」を以下のように掲げています。

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち ^{つちか} つい育み続けるまち

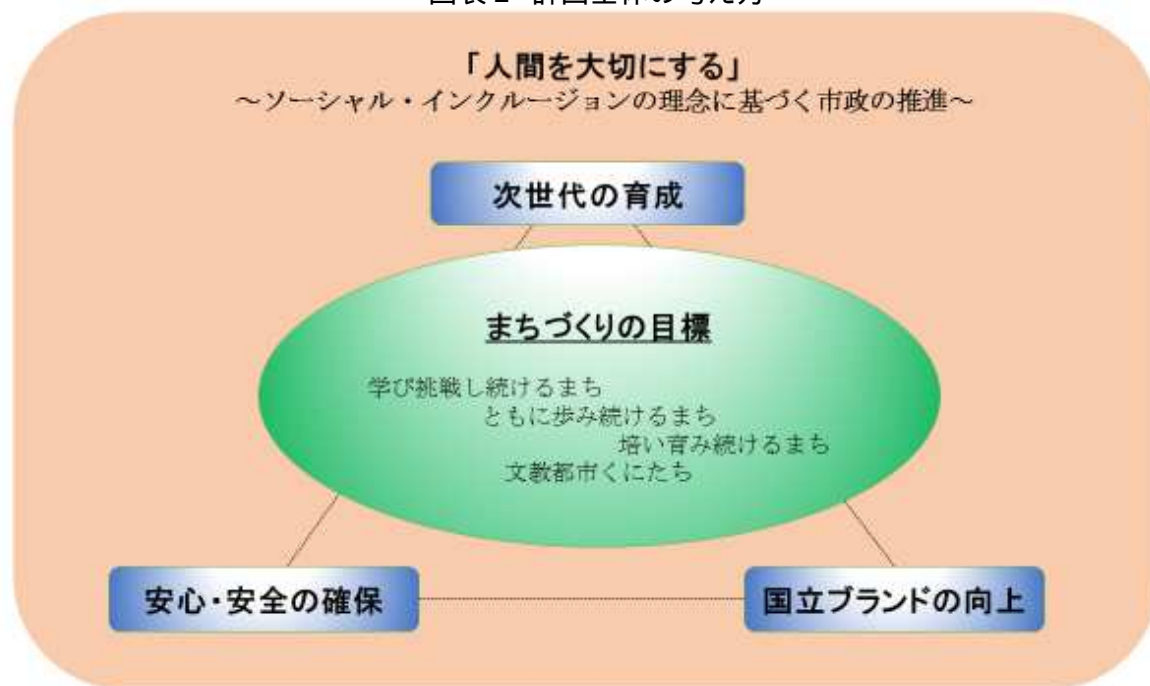
文教都市くにたち

第2次基本計画においても、第1次基本計画に引き続き、これを目標とし、その実現に向けて各施策を推進していきます。

2 人権・平和のまちづくり

平成31(2019)年4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」が施行され、市は、同条例に規定する「人権・平和のまちづくり¹」を推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進することとされています。同条例は、基本構想に掲げる「人間を大切にする」というまちづくりの基本理念を人権と平和の視点から捉えなおし、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的としています。基本計画においても、その目標実現に向けて施策を推進するに当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、本計画に定める各基本施策を展開していきます。

図表2 計画全体の考え方



¹ 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例の前文において、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現することを「人権・平和のまちづくり」と定めています。

3 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

(1)第2次基本計画とSDGsとの関係

平成 27 (2015) 年 9 月に持続可能な開発目標 (SDGs) が国連持続可能な開発サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17 の国際目標とこれに連なる 169 のターゲットが定められました。

17 の目標には国レベルで取り組むものや地域を特定して取り組まれるものが含まれていますが、「貧困」「保健」「教育」「ジェンダー」「水・衛生」「成長・雇用」「都市」「気候変動」「平和」など地方自治体が従来から取り組んでいる分野も数多く並んでいます。国立市においても、その行政運営が SDGs の目標達成に貢献していることを意識しつつ、引き続き「まちづくりの目標」の実現に向けた取組を進める必要があります。

図表 3 持続可能な開発目標 (SDGs)

出典：国際連合広報センターホームページ



(2)SDGs に掲げられている 17 のゴール

SDGs17 のゴール

- | | |
|---|---|
|  | 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |
|  | 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
|  | 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
|  | 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する |
|  | 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う |
|  | 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
|  | 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する |
|  | 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する |
|  | 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
|  | 10 各国内及び各国間の不平等を是正する |
|  | 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
|  | 12 持続可能な生産消費形態を確保する |
|  | 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
|  | 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
|  | 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |
|  | 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  | 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |

(3)市の主要な取組とSDGsのゴールとの関係



ゴール4 質の高い教育をみんなに

SDGsのゴール4では「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」が目標とされています。

○幼児期からの教育の推進（基本施策4）

子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知能力」を育てる環境づくりを推進。

○教育内容の質的充実（基本施策5）

児童・生徒に確かな学力・豊かな人間性・健やかな体などの生きる力を養う。

○充実した学校生活の支援（基本施策5）

しょうがいや外国にルーツのある子どもなど、個に応じた適切な支援を推進。



ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう

SDGsのゴール5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が目標とされています。

○多様な性を尊重したまちづくり（基本施策2）

性別に関わらず、誰もが多様な生き方を自由に選択することができ、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会を目指す。

○女性のエンパワーメントの推進（基本施策2）

困難な状況におかれた女性に対する支援により女性のエンパワーメントを推進。

○多様なライフスタイルに対応した子育て環境づくり（基本施策3）

子育て家庭の多様なライフスタイルに対応した子育て支援の環境を作る。

○職員の人材育成と職場環境づくりの推進（基本施策28）

ワークライフバランスの向上や職場における意思決定の多様性を確保するための管理職における女性の比率向上。



ゴール13 気候変動に具体的な対策を

SDGsのゴール13では「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」が目標とされています。

○環境保全型のまちづくり（基本施策18）

地球温暖化防止対策として、市民、事業者及び行政が一丸となった温室効果ガスの削減を目指す。

○災害等への対応能力の向上（基本施策13）

市民及び市職員の災害対応能力の向上を推進。

○下水道施設の維持・創出（基本施策25）

地震・集中豪雨等による災害や施設の老朽化等による事故発生及び機能停止のリスクの低減を図る。



ゴール 16 平和と公正をすべての人に

SDGs のゴール 16 では「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」が目標とされています。

○人権意識の醸成と普及啓発（基本施策 1）

ソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、全ての市民の人権が養護されて自分らしく自由に暮らせる、あらゆる差別のない社会を目指す。

○時代を見据えた平和意識の創造（基本施策 1）

国立市から社会に対して平和の尊さを発信していくことにより、安定した平和な地域社会の実現を目指す。

人口の将来展望（国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）

1 人口の将来推計

今後の人口動向予測は、これからのまちづくりの方向性を見極める上で、最も基礎的な指標です。全国的に人口減少・超少子高齢社会の到来とそれによる影響が問題視されている状況を踏まえれば、人口動向予測の重要性は以前にも増して高まっています。

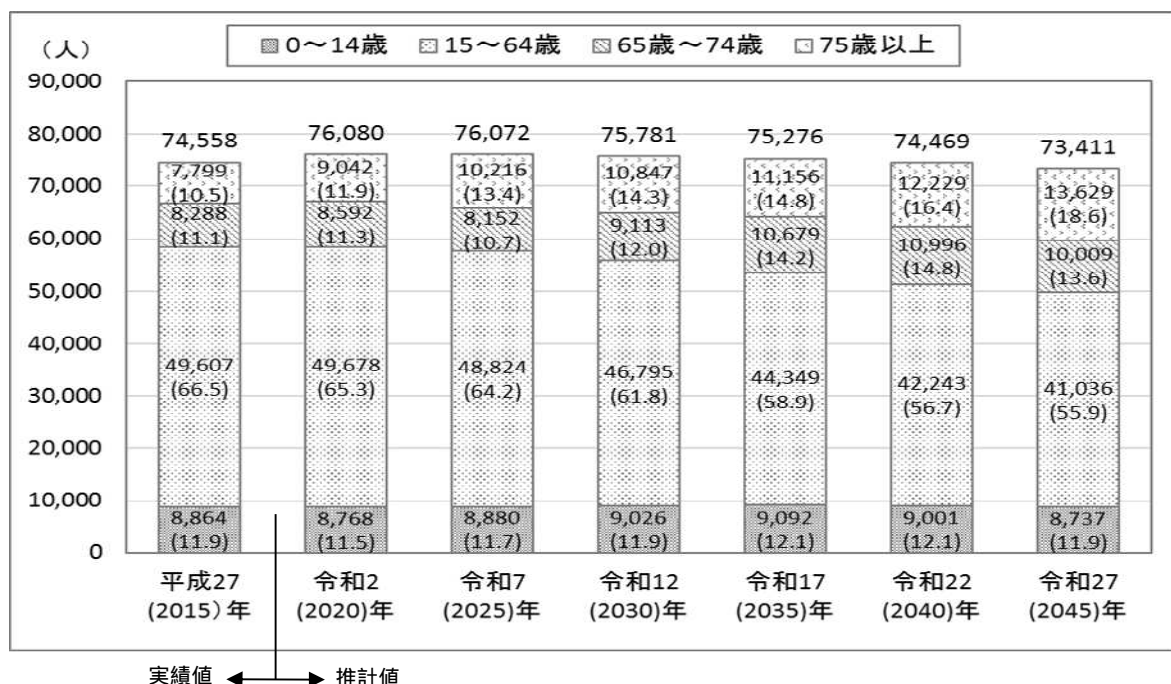
住民基本台帳人口に基づいた人口推計の結果、このままの状況で推移した場合、今後、国立市の人口は令和 7(2025)年まで横ばいで推移した後、減少に転じ、令和 27(2045)年には約 73,000 人ほどになると予測されます。

さらに、その内訳をみると、地域の経済社会を支える中心的な世代ともいえる生産年齢人口(15～64 歳)が減少傾向で推移するのに対し、老年人口(65 歳以上)が一貫して増え続け、令和 27(2045)年には高齢化率が 32.2%まで上昇します。

基本構想を策定した際の人口推計と比較しても、人口減少となる時点が遅くなったものの、将来的な人口減少や少子高齢化の進展といった大きな流れは変わっていません。このような人口構造の変化は、財政の根幹をなす市税の減収を招く一方、扶助費の増加により、財政構造の硬直化に拍車を掛けることが大いに懸念されます。このため、基本構想において、幅広い視点からのアプローチを長期的に続ける必要があることを明らかにし、「まちづくりの目標」の実現により、「人口減少を食い止めることを目指す」とした方針は継続して取り組む必要があります。また、さらなるまちの活性化のためには今後 10～20 年程度の期間において人口の増加を目指すことも求められます。本計画においても、このような考えを踏まえ、超高齢社会を支える体制の構築と、子育て世代への支援を通じ、短期的には人口増加を目指し、長期的には人口減少を食い止めつつ人口構造を改善することに注力します。

図表 4 将来人口の推計結果

パターン 1：住民基本台帳人口に基づく市の独自推計



2 将来の人口展望

住民基本台帳人口に基づく人口推計（パターン１）では、現在進められている富士見台地域のまちづくりや JR 南武線連続立体交差事業などの今後の大きな状況変化のほか民間における開発といった人口増加に関する要素が織り込まれていません。

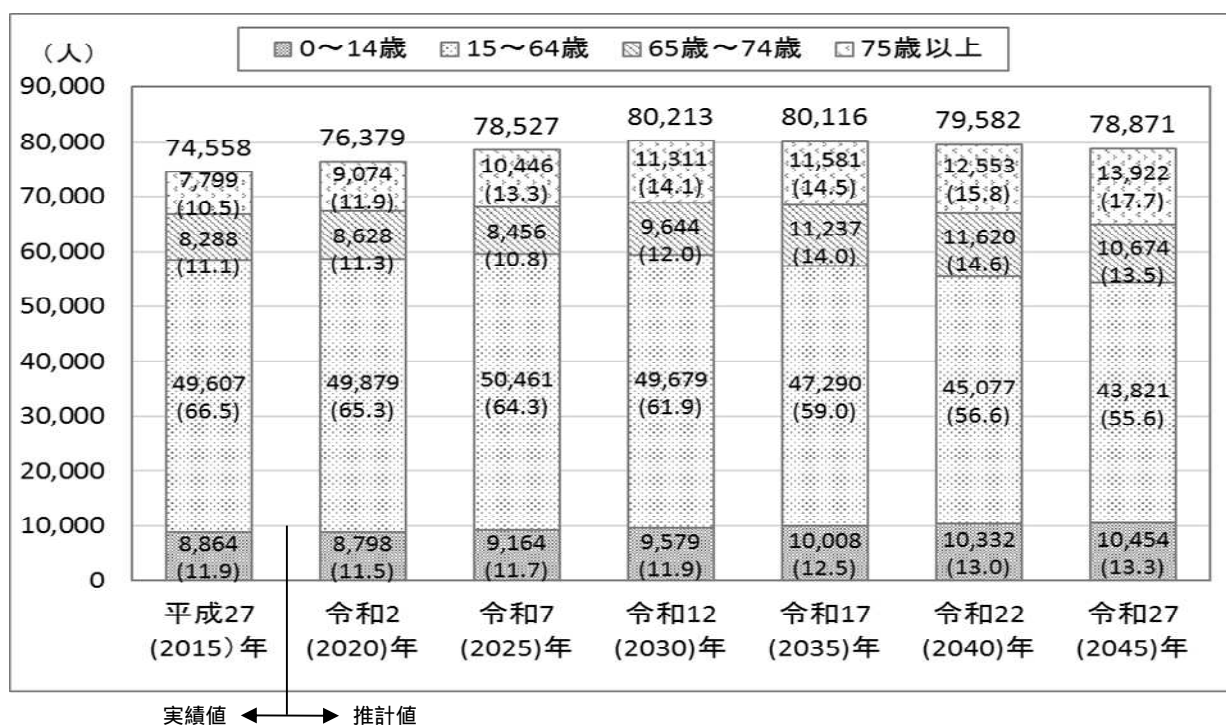
これらのまちづくりや開発等による人口増加の要素を加味した場合、今後、国立市の人口は令和 12(2030)年の 80,213 人をピークに減少傾向に転じ、令和 27(2045)年には 79,000 人を下回ると予測されます。

その内訳をみると、人口増加に伴い、生産年齢人口(15～64 歳)も増加しますが、長期的には減少します。老年人口(65 歳以上)は一貫して増え続け、令和 27(2045)年には高齢化率が 31.2%まで上昇します。

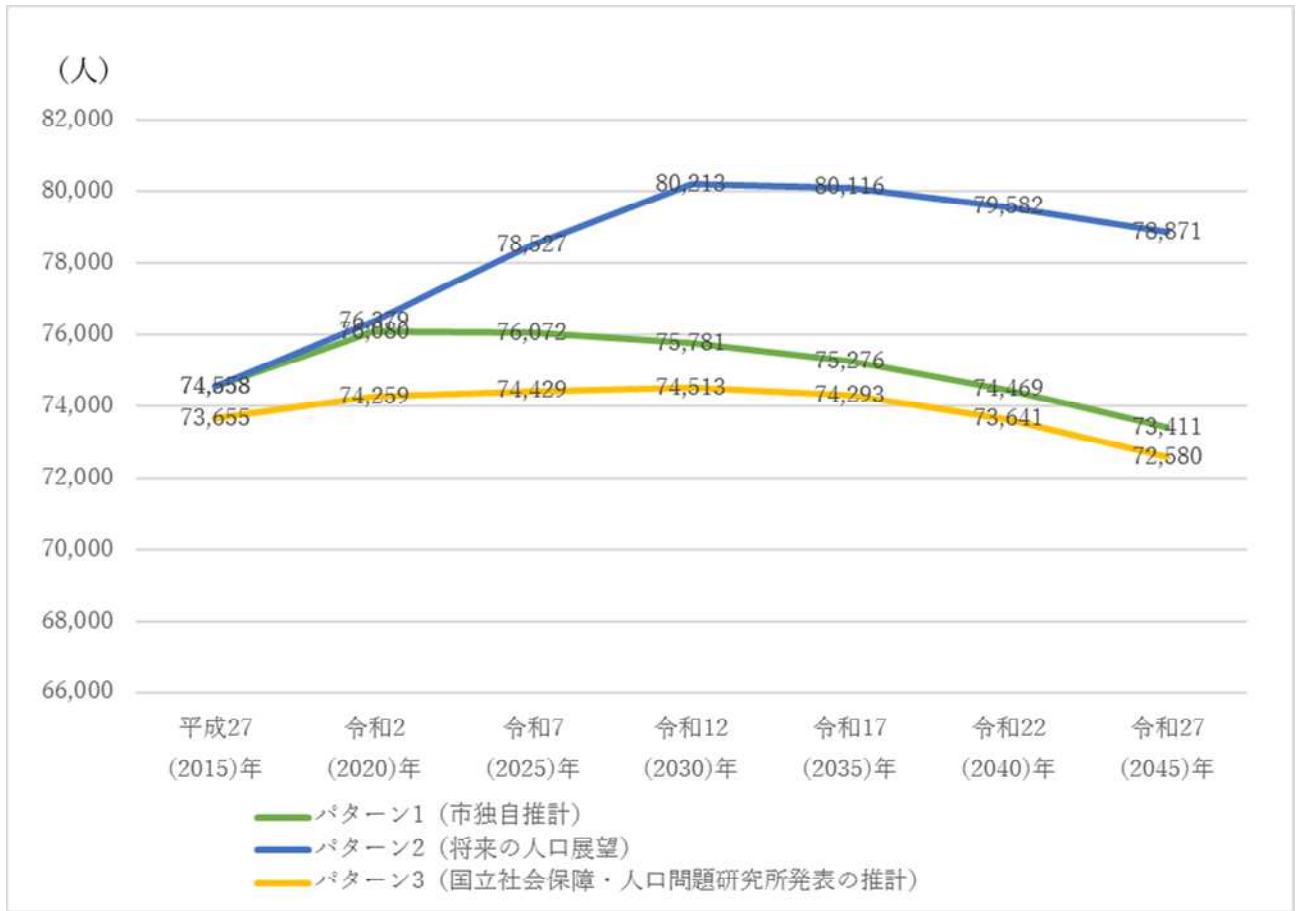
このような状況を考慮し、目指すべき人口の将来展望としては、開発等により確保される人口の受け入れ可能な容量（供給される住居）を転入者の増加等によりすべて活用することとし、第 5 期基本構想第 2 次基本計画終了時における人口は 79,000 人を超えることを目指します。また、若い世代の定住による生産年齢人口の比率改善も併せて目指します。

図表 5 将来の人口展望

パターン 2：住民基本台帳人口に今後の開発等を加味した市の独自推計



図表6 将来人口推計の比較



図表 7 推計方法の概要

(出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成 30 年推計))

推計パターン	基準年	推計年
パターン 1:住民基本台帳人口に基づく市の独自推計		
○平成 31(2019)年 1 月 1 日を基準日とし、コーホート要因法により将来の人口を推計。 < 出生に関する仮定 > ・国立市の平成 25(2013)年～平成 29(2017)年における出生性比(男児数/女児数)の実績値の平均値を採用。 ・平成 18(2006)年～平成 27(2015)年の国立市の合計特殊出生率に「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」(社人研)より中位推計における全国の合計特殊出生率仮定値の伸び率を乗じた値を国立市の将来の合計特殊出生率仮定値として採用。 < 死亡に関する仮定 > ・「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」(社人研)より国立市の値を採用。 < 移動率に関する仮定 > ・平成 21(2009)年～31(2019)年の実績人口と生残率、出生性比より算出。その後は同水準で推移すると仮定。	平成 31(2019)年	令和 2(2020)年 7(2025)年 12(2030)年 17(2035)年 22(2040)年 27(2045)年
パターン 2:住民基本台帳人口に今後の開発等を加味した市の独自推計		
○パターン 1 を基準とし、今後の集合住宅等の開発を考慮して将来の人口を推計。 ○< 出生に関する仮定 > < 死亡に関する仮定 > < 移動率に関する仮定 > はすべてパターン 1 と同じ。 ○開発により供給される住戸はすべて入居されると仮定。また、1 戸当たりの平均世帯人数は、平成 27(2015)年の国勢調査における全国平均 2.33 人を採用。 ○増加する人口の年齢・性別等の属性は、平成 31(2019)年 1 月 1 日現在の市全域の人口割合を使用して求める。	平成 31(2019)年	令和 2(2020)年 7(2025)年 12(2030)年 17(2035)年 22(2040)年 27(2045)年
パターン 3:国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠		
○主に平成 22(2010)年～27(2015)年の人口の動向を勘案し、将来の人口を推計。 < 出生に関する仮定 > ・原則として、平成 27(2015)年の全国の子ども女性比(15～49 歳女性人口に対する 0～4 歳人口の比)と、各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が平成 32(2020)年以降 57(2045)年まで一定として市町村ごとに仮定。 < 死亡に関する仮定 > ・原則として、55～59 歳 60～64 歳以下では、全国と都道府県の平成 22(2010)年 27(2015)年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市町村に対して一律に適用。 ・60～64 歳 65～69 歳以上では、上述に加えて、都道府県と市町村の平成 12(2000)年 22(2010)年の生残率の比から算出される生残率を市町村別に適用。 < 移動率に関する仮定 > ・平成 22(2010)年～27(2015)年の人口移動傾向が特異であった可能性が高いと考えられるため、平成 17(2005)年～22(2010)年の人口移動傾向を基準として転出数と転入数に分けて推計を実施。	平成 27(2015)年	令和 2(2020)年 7(2025)年 12(2030)年 17(2035)年 22(2040)年 27(2045)年

3 目指すべき方向性

目指すべき将来の人口展望を実現するためには、国立市へ「住みたい・住み続けたい」と思われるような安心・安全で魅力あるまちづくりを進める必要があります。短期・中期的な人口増加、長期的な人口減少の抑制、人口構造の変化による影響の緩和を目標に平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「国立市人口ビジョン」に定める方向性を継承しつつ、次のとおり目指すべき方向性を定め、施策・事業を展開します。

(1) 少子化の抑制に向けた出産・子育て支援の促進

少子化の抑制においては、合計特殊出生率の改善と母親となる年代の女性人口の増加の観点が重要です。

このうち、合計特殊出生率については、国立市だけでなく国・都道府県における取組が極めて重要となります。また、合計特殊出生率の改善による生産年齢人口の増加等の効果があらわれるまでには一定程度の時間を要することから、国・東京都などの動向を踏まえながら、改善に向けた長期的な取組の推進が必要となります。

一方、母親となる年代の女性人口の増加については、特に子育て世帯の転入増加を促すことが重要です。家族形態の多様化や地域コミュニティの希薄化などによる孤立、格差社会の進行など、子育て世帯の抱える課題は複雑化・多様化しています。安心して子どもを産み育てることができる環境を作るため、周辺地域の状況を踏まえた上で、子ども・子育て支援や教育支援、居住環境の整備などの充実化が求められます。

子どもを産み育てやすい環境の整備は、社会全体へ影響を及ぼすことのできる国や広域的な対策を行う東京都、住民に近い市区町村がそれぞれの特性を活かして対応すべきものです。国立市では、国や都と連携しながら、引き続き「妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援」を展開する必要があります。

(2) 人口構造の変化によるマイナスの影響を抑制

高齢化率が上昇していくことは避けることのできない状況にありますが、若い世代の定住を促すことにより、将来的な人口構造の変化によるマイナスの影響を抑制することは可能です。

国立市では、特徴的な取り組みとして、子どもたちの自己肯定感を丁寧に育み、最後までやり抜こうとする力、他者と対話する力、自己の気持ちを表現しコントロールする力などといった「非認知スキル」を身につける乳幼児期からの保育・幼児教育を推進しています。安心して子どもを産み育てることのできる子育て環境の充実や豊かな幼児教育環境を確保することにより、国立市で子育てをすることで、子どもに豊かな心が育まれ、子ども一人ひとりが夢と希望を叶えることができるようになることを目指します。こうした取り組みにより、国立市が子育て世代に選ばれることで、生産年齢人口の流入と定住を促します。

また、賃貸住宅と持ち家との間において人の循環を生じさせるなど、まち全体が同時に高齢化することのないようまちづくりに取り組むことで持続可能なまちの実現へとつながります。

(3)地域経済の活力の維持・増進

国立市には個性ある店舗が多く、市の魅力のひとつとなっています。この魅力をさらに伸ばしていくことが居住者及び来街者を確保するために必要となります。そして、地域経済の活力の維持・増進を図るためには、市内外からより多くの来街者を引き込むことが必要です。令和2(2020)年には旧国立駅舎が再築され、まちの案内所が設けられる予定です。

こうした機能を活用しつつ、既存商店街の機能強化を促進するとともに、既存事業者の経営基盤の強化・安定化に向けた取組や、市内に立地を希望する企業及び起業・創業を目指す方への支援の充実に取り組む必要があります。

(4)文教都市としてのブランド力の向上

子育て中のファミリー世代の定住化や、閑静な住宅地として多摩地域の中でも有数の高いブランド力の維持・向上にも結びつくよう、「文教都市くにたち」にふさわしい学校教育の充実を図るとともに、多くの人々に国立らしさを印象付けている優れた都市景観や、良好な住環境の保全・形成に向けた取組を引き続き強化する必要があります。

(5)テレワーク等の環境変化を捉えたまちづくりの推進

転出入の大きな要因となっている通勤先と居住地との位置関係においては、近年の職住近接を指向する傾向やテレワーク等の働き方の変化による自由な居住地選択の可能性など、取り巻く状況がこれまでと異なってきています。また、多摩地域全体の活性化の観点からは、東京都の多摩振興の取り組みや多摩地域自治体における広域連携の取り組みにより、多摩地域における産業基盤の強化を含め、昼間人口の確保が求められます。

職住近接を指向する傾向や自由な居住地の選択は、他自治体への人口流出の危機ではあるものの、居住地として市の魅力を高め、その魅力をしっかりと伝えていくことによってチャンスと捉えることも可能です。上記(2)から(4)までに記載している市の魅力を伸ばす取り組みを推進し、選ばれるまちとして個性を磨く必要があります。

(6)都市間交流の推進

大きく異なった環境を有する自治体同士が交流することにより、まったく新しい価値を生み出すことができます。次世代を担う子どもに対しては、国立市では体験することのできない自然、歴史文化、芸術などの様々な経験を提供することができます。また、市民が改めて国立市の魅力に気づくことでシビックプライドを醸成することも可能です。そして、交流先の都市を身近に感じて関係を築き、異なる文化・新しい文化を柔軟に受け入れていくことにより、排他的になることなく寛容なまちを作り上げることにまいります。

都市間交流の推進により、これまで築き上げてきた国立市の都市としての価値をさらに高めることが必要になります。

1 重点項目の位置づけ

重点項目とは、国立市が基本構想に掲げた目標である「学び挑戦し続けるまち」とともに歩み続けるまち 思い育て続けるまち 文教都市くにたち」の実現に向けて、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源を最適に活用しながら、重点的・優先的に推し進めていく事業群を表すものです。

基本構想においては、優先順位を見極めるための視点として、(1)次代を担う子どもたちを支え、まちに活気をもたらす「次世代の育成」、(2)市民の心豊かで安らかな日常と新しい挑戦の土台となる「安心・安全の確保」、(3)市民のまちに対する誇りや愛着の形成を促し、都市としての相対的な価値や魅力を高める「国立ブランドの向上」の3つを、政策の視点として定めました。この視点により、分野別に整理された政策や基本施策を横断的に捉え直して、重点項目を抽出します。具体的な事業は実施計画において示しますが、これらを有機的に組み合わせ、未来を見据えた持続可能なまちづくりを展開していきます。

2 重点項目の内容

【重点項目 1】次世代の育成

- 人口減少社会における都市間競争は、人口を軸とした展開になることが想定されますが、とりわけ、まちの活力を生み出す子どもや子育て世代の人口や割合が重要となります。子育て世代に選ばれる都市になるためには、「次世代の育成」を主眼に置いたまちづくりが欠かせません。さらに、他都市からの人口流入を図ることだけを考えるのではなく、人口減少社会に対応した地域社会や子どもを産み育てやすい地域社会の形成を図っていくことも必要となります。
- 安定した財政運営の基盤となる点や増え続ける高齢者を支えるための基礎という視点からも「次世代の育成」は重要です。それと同時に、「次世代の育成」は、国立市で育った子どもたちが成長し、国立のまちをより発展させていくという好循環の起点となるものであり、まさに未来に向けた投資といえます。
- このような認識に立ち、今後、これから子どもを産み育てようとする段階から、子育て期の世帯を対象とする支援をより充実させ、教育水準の向上や教育環境の充実を図っていくことで、子育て世代が「住みたい」「住み続けたい」と思える都市となるべく、狙いを定めたまちづくりを推進していきます。

【重点項目 2】安心・安全の確保

- 「安心・安全の確保」は全ての基本で、市民の強い思いがあります。阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害を経て、発生確率が高まりつつある首都直下型地震に対する備えのあるまち、犯罪の少ない治安の良いまちに住みたいという市民の強い思いは継続しています。
- 安心・安全の確保は、防災や防犯のみにとどまるものではありません。安心・安全なまちであってこそ、「住みたい」「住み続けたい」まちが実現します。安全なまちであるからこそ、まちに活力を与える若者が住みたいと思うまちであり、また、安心して子どもを育てることができ、高齢者にとっては医療と福祉の連携、地域包括ケアが機能していればこそ安心な老後を送ることができます。
- 安心・安全は、市民生活の土台というべきものです。この土台の上で、市民は心豊かに暮らし、いきいきと活動し、新しいことに挑戦し、日常の楽しみや幸せを感じ取っていきます。
- 土台は安定していてこそ、また、信頼があってこそ機能します。社会情勢が不安定な現代において、今後も継続して「安心・安全」のまちづくりを推進し、土台を守っていくことは、国立市において最も重要な施策の一つです。
- 「安心・安全」のまちづくりは、安心して暮らすことができる状態を常に担保することであると考えられます。この安心して暮らすことができる状態について整理すると、次の5つに分類されます。
 - (1) 安心して子どもを産み育てられるとともに、子どもたちが健全に成長し、自ら生きていく力をつけていくための環境が整っている。
 - (2) 市民が、健やかに、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らすことができる。
 - (3) 市民が互いに支え合うとともに、困りごとに対して行政を含めた相談先が確保され、安

心して生活できる。

(4) 市民の生命及び財産の保護を最優先として、災害、犯罪、事故、健康危機等を未然に防ぐとともに、市が保有する情報の保護に努め、被害が発生した場合においても最小となるための取組がなされている。

(5) すべての人が安心して移動できる交通環境が確保されているほか、安全で快適な生活環境が整っている。

- 現在及び将来の市民が安心して安全に暮らすことができるまちを実現するためには、上記の 5 つの状態を目標として事業を実施していく必要があります。
- また、都市と都市とのつながりを大切にすることは、平和な世界を実現するための地方自治体レベルでのみ実施することができる取り組みです。都市間の交流により寛容な社会を作ること、は、「安心・安全」にもつながる重要な取組です。

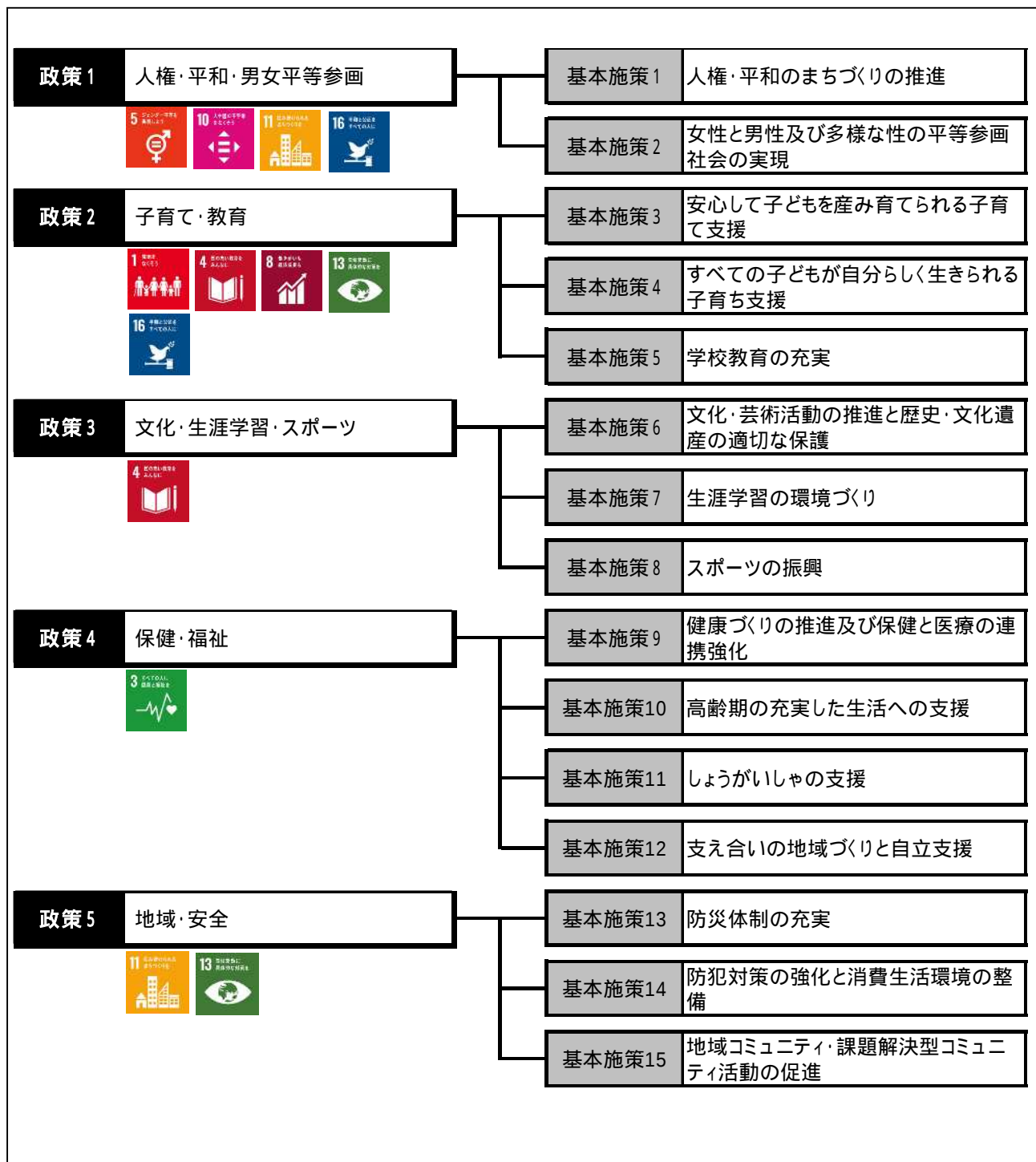
【重点項目 3】国立ブランドの向上

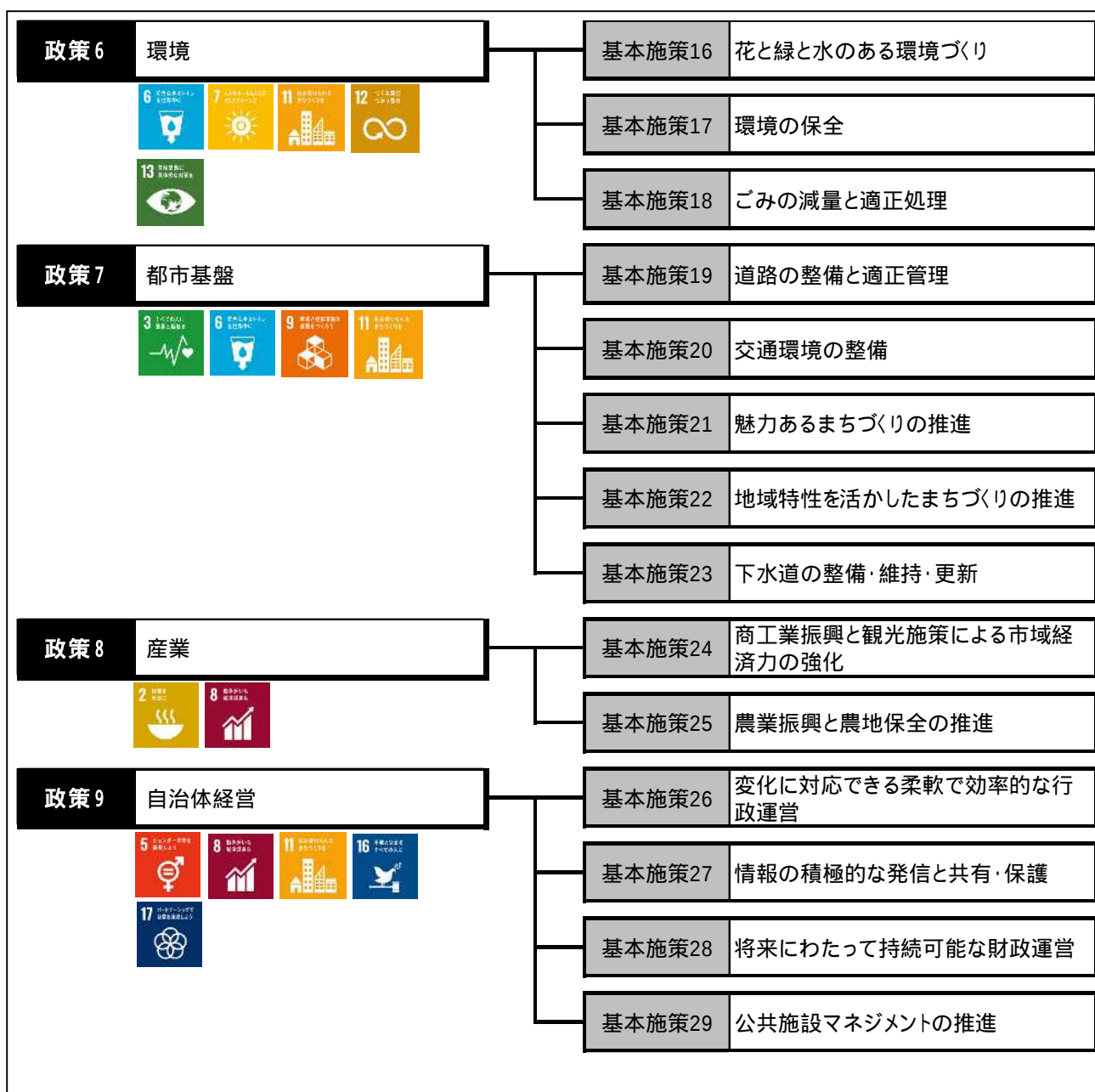
- 国立市には、緑あふれる景観や自然と共に、個性的な店舗やまち全体に広がる文化・芸術の気風、歴史の中で培われてきた高い住民意識など、多面的な魅力があります。まちにとっての「ブランド」とは、このような多面的な魅力が折り重なってできる、まちとしての価値です。国立市が活力あるまちとして持続的に発展していくためには、このブランドが欠かせません。
- 「ブランド」の源泉は、市民がまちに対して抱く愛着や誇り、いわゆる「シビックプライド」です。「文教都市くにたち」という言葉が周辺の地域に認知されているのは、市民がその言葉に代表されるまちのあり方に愛着や誇りをもち、先人たちから受け継いできたそれらを次代にも引き継ごうとしているからです。
- そのため「国立ブランド」の要素は、市民が国立市のことをどう捉えているかということにほかなりません。市政世論調査による「国立らしさ」の回答には、「学校が多くある」「教育水準が高い」「閑静な高級住宅街」「文化的」「緑豊か」「景観が優れている」「治安がいい」「繁華街がない」「住民意識が高い」などが多く挙げられています。
- 市民の意識と外部からの評価は一致しており、国立市のブランドイメージは確立されていると言えます。今後は、評価されている点を磨き上げるとともに、マーケティングの観点を取り入れて積極的に情報発信していくことで、国立ブランドの向上へと結びつけることが重要です。また、これまでのブランドイメージを基礎としつつ、新たな魅力を発見・発信することにより、国立ブランドを時代に合わせて変化させていく努力も求められます。
- 国立ブランドの向上は、シビックプライドの醸成へとつながり、「住み続けたいまち」への思いにもつながります。国立ブランドの向上によって醸成されたシビックプライドが、さらに国立ブランドを高めていくという好循環を生み出していきます。

基本施策の体系

基本構想に掲げた9つの政策の柱の下に位置づけられる基本施策の体系は、次図に示すとおりです。

図表 8 基本施策の体系





基本施策

< 施策別計画の見方 >

施策に関わる近年の社会経済情勢や国・東京都の政策動向、国立市の現状等を踏まえ、今後のまちづくりに向けた主要課題を示しています。

施策の統括課と、主な関係課を示しています。非常に多くの部署に関連する施策や、全ての部署で意識すべき施策などにおいては、総合的なとりまとめを行う部署のみ記載しています。

【1】人権・平和・男女平等参画

基本施策 1 人権・平和のまちづくりの推進

【施策統括課：市長室 主な関係課：オンブズマン事務局、公民館】

< 現状と課題 >

- 平成 28(2016) 年に差別解消三法（略称：障害者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法）が成立し、人権侵害や差別の解消に向けた法制度が整備され、自治体は地域の実情に応じた施策の実施が求められることとなりました。被差別部落やしょうがいしゃ、女性、子ども、LGBT¹、外国人などの分野において、市民・市職員一人ひとりが理解を深め、人権感覚を醸成することが必要であり、差別や偏見をなくし多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合う地域社会を構築していくことが求められています。
- 平成 31(2019) 年 4 月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、ソーシャル・インクルージョンの理念を取り入れ、人権の尊重と多様性の理解を推進し、平和なまちづくりを目指すものとしています。今後は、同条例にもとづく、ソーシャル・インクルージョンの理念を市の全ての施策に活かすための取り組みが求められています。
- 国立市では、平成 29(2017) 年 4 月に総合オンブズマン制度を発足し、市行政に対する苦情への簡易迅速な問題の解決に取り組んでいます。子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を受けるとともに、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動を行っています。

施策の推進によって目指すべきまちの姿と、施策を構成する展開方向(基本的取組)の体系を示しています。

< 施策の目的及び体系 >

互いの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することにより、不当な差別や暴力等の人権侵害を容認しない地域社会を築くとともに、先の時代を見据えて国際的な視点を持った平和意識の醸成を図ります。

基本施策 1 人権・平和のまちづくりの推進

展開方向 1 人権意識の醸成と普及啓発

展開方向 2 時代を見据えた平和意識の創造

<展開方向1：人権意識の醸成と普及啓発>

【目的】

ソーシャル・インクルージョン³の理念に基づき、市民が互いの人権や多様性（個性）を認め合い、通じて考え理解し、尊重し合うことで全ての市民の人権が擁護され、あらゆる差別のなく暮らし暮らすことのできる社会を目指します。

【手段】

- ◆基本方針の策定、実態調査の実施、推進計画の策定を行うことにより、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。
- ◆市職員や市民、事業者に対して研修及び啓発活動を行い、ソーシャル・インクルージョンの理念の理解を促し、人権意識の醸成を図ります。
- ◆オンブズマン制度を活用し、市行政等の苦情及び子どもに対する人権侵害の救済を図ります。
- ◆人権を取り巻く国内外の動向を注視しながら、インターネットや私人間における人権侵害等の課題を解消するための取り組みを行います。
- ◆市の様々な施策をソーシャル・インクルージョンの視点から毎年点検・評価をします。

施策を構成する展開方向（基本的取組）ごとに、取組の目的を示しています。

施策を構成する展開方向（基本的取組）ごとに、目的の実現に向けた具体的な手段を示しています。

施策を構成する展開方向（基本的取組）ごとに、事業の実施による成果を把握するための指標とその現状値・目標値を示しています。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値（KPI ⁴ ）	
				2023 年	2027 年
市が「人間を大切にする」まちづくりを行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	-	令和2年度中に実績値を把握し、目標設定予定	
ソーシャル・インクルージョンに配慮された事務事業の割合	%	事務事業マネジメントシート	97.3 (2018 年)	98.8	100

指標値の設定について

指標値は、事業実施の成果を把握することを目的に設定しています。
各施策の効果や目的の達成度は、数値では捉えられない面もありますが、できるだけ各施策の一側面を測定できる指標を選択しています。